

第3号議案

令和4年度事業計画（案）

令和4年度岡山県社会保険労務士会事業計画（指針）

コロナ感染症は経済活動や労働環境に前代未聞のインパクトを与えました。ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方がより一層進んでいくこととなります。そこで重要なのが、「人を大切にする企業」「人を大切にする社会」です。社会保険労務士が役割をはたすための色々な取り組みの根本は「人」に寄り添うことだと思えます。

また、急激に変化する時代に、社労士の役割は今以上に重要になっています。人生100年というスパンで考えると、生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会であることが求められています。急速にデジタル化も進んでいきます。企業における労務管理はますます個別のかつ具体的で多種多様な対応ケースが求められることとなってきます。社会保険労務士が担う役割への期待は、一層高まってくるものと考えられます。そうした新たな時代に、社会保険労務士は、より高度な専門性とよりしっかりした倫理をもって新しい時代に向けて常に進化していかなければなりません。

岡山県社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会、中国四国地域協議会及び社会保険労務士政治連盟と連携を図り、時代の変化と社会のニーズに的確に応えられるよう積極的な事業展開と、法律専門職としての社会保険労務士の社会的地位の向上とさらなる職域拡充に努めることとします。

以上を踏まえ、岡山県社会保険労務士会は、以下の事業を実施します。

【連合会の方針に基づく事業】

- I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業
 - ① デジタル化推進支援に関する事業協力
 - ② 働き方改革推進支援に関する事業協力
 - ③ 業務拡大に関する事業

- II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の向上に関する事業
 - ① 社労士の品位保持を行い、新たな時代に求められる社労士の職業倫理に関する事業
 - ② 研修に関する事業
 - ③ 県会・地域協議会主催研修への参加推進

- III. 業務侵害行為の防止に関する事業

IV. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

- ①「街角の年金相談センター岡山」の運営
- ②「ADRセンター岡山」の運営
- ③学校出前授業の実施
- ④「働き方改革」への支援
- ⑤労働条件審査の実施とさらなる普及促進
- ⑥「社労士成年後見センター岡山」への支援
- ⑦治療と職業生活の両立支援
- ⑧災害対応に関する事業

V. 行政機関等との連携に関する事業

- ①労働局・年金機構との定期的打合せ

VI. 広報に関する事業

- ①対外的な広報事業
- ②会員に向けた広報事業
「社労士岡山」およびHPによる会員への情報発信
- ③関係団体・報道機関との連携による広報事業

【岡山県社会保険労務士会としての事業】

- I. 全員参加による組織活性化
- II. 会員の親睦と団結の強化
- III. 電子化推進
 - ①デジタルガバメントの対応
 - ②各種情報のセキュリティ強化
 - ③社会保険労務士に役立つソフト及びシステム等の普及推進
- IV. 会議・事業・事務局業務の効率化
- V. 組織・職務の役割分担の明確化
- VI. より効果的な広報の検討と実施
- VII. 各事業および各委託事業における後進の育成
- VIII. 各種規程の合理性検証と整合性チェック
- IX. 会員と事務局との関係強化と効率化の実施
- X. 制度発展のため岡山県社会保険労務士政治連盟との連携強化
- XI. 行政機関および他士業との情報交流および連携強化
- XII. 全国社会保険労務士会連合会及び中国四国地域協議会との連携強化

II. 各部の重点事業と対策

執行機関	重点事業	具体的対策
総務部	1. 県会事業運営	理事会・総会運営 理事会・総会・役員選出のスムーズな運営と理事会・総会の在り方の改善を行う。 また、総会については、今年度も来賓招待を行わないなど規模や時間を抑えた形で行う。
		中国四国地域協議会協力 地域研修会は2年度連続での岡山県会が開催となる。前年度の反省点を踏まえて、充実した地域研修会の開催を企画する。
	2. 規程の見直し	規程見直しの事案が生じたごとに対応していく。
	3. 財務	会費徴収方法等の検討 ゆうちょ銀行の振込手数料加算による振込額の実誤の防止を図る等、会費徴収方法の改善策を検討する。
		財務状況の健全性 長期的なスタンスを踏まえ、財務の見極めを行って、財務の健全性の検討をする。
4. 会報	会員に対して効果的な情報発信ができるよう、各部からの活用を促進する。	
5. 会員交流	会員間の交流と親睦を深めるための次の事業は今年度も執り行わないこととした。 ・中国四国地域協議会のソフトボール大会。 ・お花見、ただし、状況により可能であれば別の企画を検討する。	
研修部	1. 一般会員研修の充実	社会の変化に対応したテーマを選定し、得られた情報を業務に活かすことができるような研修を行う。 また、要望の多かった労働保険年度更新及び算定基礎届の実務研修も一般会員向けに定期開催できるようにする。 専門実務研修及び安全管理研修については、これまで同様に実施する。
	2. 新規入会会員研修	一般会員向け研修とは別に、労働保険及び社会保険の基礎的な実務研修を実施する。また、開業会員向けに事務所運営に関する研修も引き続き行っていく。 新規会員研修では、県会事業に関心を持ってもらえるよう工夫するとともに、新規会員やその他会員との交流も深まるような研修とする。
	3. 自主研究会の活性化	研究会活動の紹介記事や発表会の場を設け、各研究会の活性化につながるよう引き続き支援を行う。
	4. 必須研修	倫理研修を実施する。

執行機関	重点事業	具体的対策
事業部	1. 行政協力業務の推進	<p>今年度も年金事務所における年金相談窓口の委託契約に基づき、年金事務所と意志疎通を図りながら業務を実施していく。</p> <p>年金事務所の相談窓口担当者に対して、年間3回以上の継続研修を実施する。今後も社労士会連合会の研修資料等も利用して、相談員としてより実践的な研修を行い、担当者の更なる能力の向上を図っていく。更に年金事務センター・各年金事務所の組織変更に対応できるよう窓口担当に入って貰う新人社労士の要員の養成を適宜実施する。</p> <p>また出張相談についても、今年度も各年金事務所との連携をとりながら実施していく。</p>
	2. 年金・労働相談所業務の運営	<p>今年度の相談員体制は、年金相談員12名、労働相談員15名である。</p> <p>年金相談員は、月2回の開催ながら街角の年金相談センターとも連携を行い相談会を実施していく。また相談員の研修については、実践研修を中心に、事例研究、マナースタンダード、法律改正などの必須研修を実施する。</p> <p>労働相談は、県会にて毎水・金曜日に開催し、岡山・倉敷両市役所にて月1回開催、月1回（第3日曜日）に、ゆうあいセンター岡山で開催する。ADRセンター岡山との更なる連携体制をとりながら、実践的な研修を行う。</p> <p>また年1回実施している必須研修についても担当者の希望に沿ったものになるようアンケート等で把握していく。</p> <p>無料相談会を市政だよりや新聞紙面等の広報活動を通して、一般市民への利用を呼びかけていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が事業所及び従業員に与える影響は甚大なものとなり、昨年度に引き続き労働相談員が主となって相談業務を担っていく。</p>
	3. 学校出前授業の実施	<p>今年度も、県教育委員会や依頼校とも連携しながら出前授業を実施していく。</p> <p>これまで中心だった中学校からさらに高校、専門学校への出前授業を実施すべく、広報活動を展開していく。</p> <p>講師の適性を活かしながら、魅力ある授業が行えるように、講師間の情報交換やプレゼンテーション、授業内容の検討を行いながら、更なるレベルアップを図っていく。</p> <p>これから社会に出て行く若者とそれを支援する教師にも、労働社会保険関係の知識が不足していることは明らかである。その重要性を認識してもらうためにも出前授業の講師を増やし、参加校を少しでも増やすよう努力する。</p>
	4. 仕事と治療の両立支援	<p>平成30年10月に岡山大学病院内に「難病支援センター」が立ち上がった。従来のがんチームが中心となって今年度は、岡大病院にて月2回の出張相談を充実させるだけでなく、岡山医療センターで岡大病院と同じく月2回相談会を開催する予定。また、県下の13のがん診療連携拠点病院等の広報活動を実施し、更に岡山県保健福祉部医療推進課とも連携しながら事業主団体に対して年間5回程度の「がんと就労」「仕事と治療の両立支援」についての理解・広報活動を展開していく。</p>
	5. 労働条件審査・企業主導型保育施設への労務監査	<p>事業部は、倉敷市の指定管理者について労働条件の審査だけではなく、社労士個人及び岡山県社労士会の長期的展望を視野に入れ、倉敷市の社会福祉関係事業にも同様の労働条件審査の必要性を訴えていくつもりである。また倉敷市だけでなく他の市町村へ同様の訴えを考えている。</p> <p>なお、企業主導型保育施設への労務監査は連合会の方針により、これまで実施していない県を優先することとなり、今年度はいったん休止することとなった。</p>

執行機関	重点事業	具体的対策
広報部	1. 継続した広報活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士制度を効果的に県民に周知するため、社労士会の取り組みを紹介する各種ポスター、チラシ等を活用して多方面へ広報活動を継続して行う。 2. 会員社労士の協賛を得て山陽新聞への広告を行い、社労士の活用促進及び社労士会の活動やイベント案内をして社労士の社会的地位の向上を図る。 3. 連合会よりの情報も参考にしながら、社労士制度、社労士業務及びイベントのPRを行い、社労士の認知度アップを図る。
	2. 社労士業務PR事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士を講師として「中小企業支援セミナー」を岡山県商工会議所連合会との共催により開催し、多くの一般企業の動員を図り、社労士の認知度アップと社労士業務のPRを行う。 2. 無料年金相談会・労務相談会を開催し、社会貢献を通じて社労士認知度アップのPRを行う。 3. 日本政策金融公庫・TKC中国会・岡山商工会議所・岡山県商工会連合会と企業向けセミナーを共催して講師を派遣し、企業への有益情報提供と社労士業務のPRを行う。
	3. 他士業等との連携強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自由業団体連絡協議会へ参画して交流と相互理解を深め、社労士業務のPRと社会の複合的ニーズに応えるべく士業間の連携強化を図る。 2. 弁護士会との合同勉強会と連携強化により、社労士の業務範囲拡大と資質の向上を図る。 3. 一般社団法人岡山県損害保険代理業協会と連携し、社労士診断認証制度の普及を図る。
	4. 県会ホームページの運用管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県会ホームページのより効果的な活用を目指すため、必要に応じて改善を図る。
プロジェクト統括部	1. 各プロジェクトチームの統括	<p>理事会及び会長特命により成立したプロジェクトチームを統括し、会との連絡調整及びフォローを行う。</p>
	2. 各種入札事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社労士が行うことに、意義のある事業へ積極的に参加する。(厚労省、国交省、岡山県等) ・ 受託できた場合はチーム編成を行う。
	3. 新型コロナウイルス関係自治体支援	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響等に対応する自治体からの支援要請に対し、事業部と連携しながら対応を図る。</p>